



上富田町告示第98号

下記要領を公布する。

令和8年5月28日

上富田町長 奥田 誠



記

1. 上富田町公金出納事務取扱要領の一部を改正する要領

上富田町公金出納事務取扱要領の一部を改正する要領

〔 令和 8 年 5 月 28 日
要 領 第 2 号 〕

(上富田町公金出納事務取扱要領の一部改正)

上富田町公金出納事務取扱要領（平成 20 年要領第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条を削る。

第 24 条第 3 項中「小切手」を「支払いのための帳票」に改め、同条を第 23 条とする。

第 25 条第 1 項中「小切手」を「支払いのための帳票」に改め、同条を第 24 条とする。

第 26 条第 1 項中「小切手」を「支払いのための帳票」に改め、同条を第 25 条とし、第 27 条を第 26 条とし、第 28 条を第 27 条とする。

第 29 条から第 31 条までを削る。

第 32 条中「第 25 条」を「第 24 条」に改め、同条を第 28 条とする。

第 4 章中第 33 条を第 29 条とする。

第 34 条中「小切手あるいは、小切手振出済通知書」を「公金振替書等」に、「第 28 条」を「第 27 条」に改め、同条を第 30 条とし、第 35 条を第 31 条とする。

第 5 章中第 36 条を第 32 条とし、第 37 条を第 33 条とし、第 38 条を第 34 条とし、第 6 章中第 39 条を第 35 条とする。

第40条中「小切手振出済合計額」を「支払合計額」に改め、同条を第36条とする。

第41条第2項第2号中「第27条」を「第26条」に改め、同条を第37条とし、第42条を第38条とし、第43条を第39条とし、第7章中第44条を第40条とし、第45条を第41条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に振り出された小切手の支払、小切手支払い未済資金の整理及び小切手支払未済資金の歳入組入等の取扱いについては、改正後の上富田町公金出納事務取扱要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

上富田町公金出納事務取扱要領の一部を改正する要領 新旧対照表

参
考
資
料

新	旧
<p>第3章 支出金の取扱</p> <p style="text-align: center;">(現金による支払)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 支出命令書等は当日分を取りまとめ、支払通知書明細表を添えて、会計管理者に提出し<u>支払いのための帳票</u>の交付を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(隔地払)</p> <p>第24条 総括店は、会計管理者から支出命令書等に公金送金依頼書を添え、<u>支払いのための帳票</u>の交付を受けたときは、すみやかに送金の手続きをしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(口座振替払)</p>	<p>第3章 支出金の取扱</p> <p style="text-align: center;">(小切手による支払)</p> <p>第23条 総括店は、会計管理者の振出した小切手を支払のため呈示されたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、<u>直ちに支払をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>要件不備のとき。</u></p> <p>(2) <u>改ざん、塗抹その他変更の跡があるとき。</u></p> <p>(3) <u>汚損等により小切手の記載事項が不明瞭のとき。</u></p> <p>(4) <u>会計管理者より届出を受けた小切手専用の印影と異なるとき。</u></p> <p>(5) <u>振出日から1年を経過したとき。</u></p> <p>(6) <u>会計管理者から理由を付して支払停止の請求があったとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(現金による支払)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 支出命令書等は当日分を取りまとめ、支払通知書明細表を添えて、会計管理者に提出し<u>小切手</u>の交付を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(隔地払)</p> <p>第25条 総括店は、会計管理者から支出命令書等に公金送金依頼書を添え、<u>小切手</u>の交付を受けたときは、すみやかに送金の手続きをしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(口座振替払)</p>

新	旧
<p>第25条 総括店は、会計管理者から支出命令書等に口座振替依頼書を添え、<u>支払いのための帳票の交付を受けたときは</u>すみやかに口座振替払の手続きをしなければならない。</p>	<p>第26条 総括店は、会計管理者から支出命令書等に口座振替依頼書を添え、<u>小切手</u>の交付を受けたときはすみやかに口座振替払の手続きをしなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(公金振替による支払)</p>	<p>(公金振替による支払)</p>
<p>第26条 (略)</p>	<p>第27条 (略)</p>
<p>(過誤納金の還付)</p>	<p>(過誤納金の還付)</p>
<p>第27条 (略)</p>	<p>第28条 (略)</p>
	<p><u>(小切手振出済通知書)</u></p>
	<p>第29条 総括店は、会計管理者から受けた小切手振出通知書に基づき、<u>小切手支払未済額の調査を行うものとする。</u></p>
	<p><u>(小切手支払未済資金の整理)</u></p>
	<p>第30条 総括店は、毎会計年度の<u>小切手振出済金額のうち翌年度の5月31日までに支払を終わらないものがあるときは、直ちに当該未済金額を歳出金として払出し、これを小切手支払未済繰越金の別段預金口座に振替え、小切手振出済支払未済繰越調書を作成して、会計管理者に送付しなければならない。</u></p>
	<p>2 <u>総括店は、小切手支払未済繰越金として整理したうち、小切手の支払の呈示を受けて支払を求められたときは、当該小切手はその振出日付から1年を経過していない場合に限り、前項の小切手支払未済繰越金から支払をしなければならない。</u></p>
	<p><u>(小切手支払未済資金の歳入組入)</u></p>
	<p>第31条 総括店は、前条第1項の規定により繰り越した資金のうち、振出日より1年を経過し、歳入に組入れるものがあ</p>

新	旧
<p>(隔地払資金の歳入納付)</p> <p><u>第28条</u> 総括店は、<u>第24条</u>の規定により交付を受けた資金のうち、資金の交付の日から1年を経過して未払いとなっているものについては、その送金を取消し、払込書により歳入に納付するとともに、隔地払金未払調書を作成して会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>第4章 一時借入・歳入歳出外現金 (一時借入金 of 収納)</p> <p><u>第29条</u> (略) (一時借入金 of 取扱)</p> <p><u>第30条</u> 総括店は、会計管理者から一時借入金償還の表示のある<u>公金振替書等</u>の送付を受けたときは、<u>第27条</u>の例により取扱わなければならない。</p> <p>(歳入歳出外現金 of 取扱)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p>第5章 歳入・歳出金の更生等 (歳入・歳出金の更正)</p> <p><u>第32条</u> (略) (総括口座から当座預金への振替)</p> <p><u>第33条</u> (略) (預金の組替)</p>	<p><u>るときは、小切手支払未済資金歳入組入調書により、小切手の振出日付から1年を経過した日の属する月の翌月5日までに会計管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>(隔地払資金の歳入納付)</p> <p><u>第32条</u> 総括店は、<u>第25条</u>の規定により交付を受けた資金のうち、資金の交付の日から1年を経過して未払いとなっているものについては、その送金を取消し、払込書により歳入に納付するとともに、隔地払金未払調書を作成して会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>第4章 一時借入・歳入歳出外現金 (一時借入金 of 収納)</p> <p><u>第33条</u> (略) (一時借入金 of 取扱)</p> <p><u>第34条</u> 総括店は、会計管理者から一時借入金償還の表示のある<u>小切手あるいは、小切手振出済通知書の送付を受けたときは、第28条</u>の例により取扱わなければならない。</p> <p>(歳入歳出外現金 of 取扱)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>第5章 歳入・歳出金の更生等 (歳入・歳出金の更正)</p> <p><u>第36条</u> (略) (総括口座から当座預金への振替)</p> <p><u>第37条</u> (略) (預金の組替)</p>

新	旧
<p>第34条 (略)</p> <p>第6章 計算報告事務 (収納金日計票の作成)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(支払通知書明細表の作成)</p> <p>第36条 総括店は、支払通知書明細表を作成し、<u>支払合計額</u> _____を確認する。</p> <p>(収支日計報告書の作成)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 前項の収支日計報告書に次を添付して、翌営業日に会計 管理者に送付するものとする。</p> <p>(1) 領収済通知書</p> <p>(2) 第26条規定の振替済通知書 (出納整理期間と出納閉鎖)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(帳簿書類等の保存期間)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>第7章 雑 則 (秘密保持・個人情報保護)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>(変更の通知)</p> <p>第41条 (略)</p>	<p>第38条 (略)</p> <p>第6章 計算報告事務 (収納金日計票の作成)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(支払通知書明細表の作成)</p> <p>第40条 総括店は、支払通知書明細表を作成し、<u>小切手振出 済合計額</u>を確認する。</p> <p>(収支日計報告書の作成)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の収支日計報告書に次を添付して、翌営業日に会計 管理者に送付するものとする。</p> <p>(1) 領収済通知書</p> <p>(2) 第27条規定の振替済通知書 (出納整理期間と出納閉鎖)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(帳簿書類等の保存期間)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第7章 雑 則 (秘密保持・個人情報保護)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>(変更の通知)</p> <p>第45条 (略)</p>